

都築鋼産株式会社産業廃棄物最終処分場規模変更に伴う
環境影響評価方法書に対する知事意見

1 総括的事項について

- (1) 今回の規模変更事業では、擁壁、洪水調節池等の増設をせずに既存施設をそのまま使用することから、設計諸元及び既存施設の稼働状況を踏まえ、埋立容量の増大に対する既存施設の安定性、処理能力について明らかにすること。
- (2) 事業計画、維持管理計画等については、既存埋立地の工事及び稼働の実績が反映されていることを明らかにするとともに、内容と効果を具体的に示すこと。
なお、事業計画においては、規模変更事業の必要性も明らかにすること。
- (3) 埋立容量の増大による影響については、既存埋立地における浸透水水質等の変動傾向を十分把握するとともに、既存埋立地からの影響を含めて予測及び評価を行うこと。
- (4) 環境影響評価項目として選定しない項目については、根拠を明確に示すこと。
- (5) 環境影響評価を行う過程において、項目の選定及び手法の選定に係る事項に新たな事情が生じたときは、必要に応じ、選定項目及び選定手法を見直し、その結果に基づき調査、予測及び評価を追加して行う等適切に対応すること。
なお、予測については、できる限り定量的な手法を用いること。

2 環境影響評価項目について

- (1) 工事関係車両及び廃棄物搬入車両の運行による影響が懸念されることから、「窒素酸化物」及び「粉じん等」を環境影響評価項目として追加すること。
- (2) 対象事業実施区域は、いわき市水道水源保護地域に指定されていることから、廃棄物の埋立てに、「水の濁り」を環境影響評価項目として追加すること。
- (3) 対象事業実施区域の周辺においては、地下水を飲用としている民家等があり、浸透水による影響が懸念されることから、廃棄物の埋立てに「地下水水質」を環境影響評価項目として追加すること。

- (4) 埋立容量の増大により、地盤の沈下等の影響が懸念されることから、最終処分場の存在に、「地盤」を環境影響評価項目として追加すること。
- (5) 「動物」、「植物」及び「生態系」については、現状を適切に把握する必要があることから、環境影響評価項目として追加すること。
- (6) 埋立完了後の埋立地の高さが、現在の計画よりも高くなることから、最終処分場の存在に、「景観」を環境影響評価項目として追加すること。
- (7) 工事において産業廃棄物及び残土が発生することから、工事の実施に、「廃棄物」及び「建設工事に伴う副産物」を環境影響評価項目として追加すること。

3 調査、予測及び評価の手法について

- (1) 対象事業の工事と既存埋立地への廃棄物の埋立てが並行して行われることから、影響要因が重なる場合についても予測及び評価を行うこと。
- (2) 調査地点の選定や予測手法の検討に当たっては、対象事業実施区域及び周辺区域の地形、気象特性、地下水の流れ等を適切に把握するとともに、周辺民家等の配置状況を踏まえて行うこと。
- (3) 水質については、福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく有害物質、全亜鉛、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、プラスチック可塑剤等の項目を適切に選定すること。
- (4) 河川及び地下水の調査については、水質及び水量の変動を適切に把握できるよう四季を通じて実施すること。

4 その他

上記 1 から 3 の措置を講じるに当たっては、必要に応じ、関係機関と協議すること。